

鳥取縣公報

縣令

昭和二十二年二月十四日
第七百八十四號

金曜日

鳥取縣令第十七號

昭和二十二年三月鳥取縣令第十四號鳥取縣會計規則中次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉田 忠一

第二條 本則ニ於テ課ト稱スルハ知事官房、内務部、教育民生部、經濟部、土木部、警察部、農地部ノ各課（局室ヲ含ム以下同ジ）ヲ謂ヒ、廳ト稱スルハ地方事務所、警察署、縣立學校、試驗場等ニシテ知事ノ指定シタルモノヲ謂フ。

第三條中「但シ廳長缺員ノ場合ニ在リテハ上席官吏吏員職員（以下單ニ官吏ト謂フ）之レヲ發スヘシ」を削リ「各廳長事故アルトキハ臨時上席ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代

理セシムルコトヲ得」とあるを「廳長缺員ノ場合並ニ廳長事故アルトキハ知事ノ指定シタル官吏、吏員、職員（以下單ニ官吏ト謂フ）ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム」に改める。

第五條 第一項本文を次のように改める。

縣出納吏ハ知事官房、内務部、教育民生部、經濟部、土木部、農地部及警察部（物品出納ヲ除ク）ニ在リテハ、内務部會計課長、警察部ニ於ケル物品出納ニ在リテハ警察部警務課長、各廳ニ在リテハ廳長ノ指定シタル會計主任ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 第二項中「内政部」を「内務部」に改め「知事官房ニ在リテハ審議室主任ヲ含ム以下同ジ」を削リ「經濟部長、警察部長」とあるを「教育民生部長、經濟部長、土木部長、警察部長及農地部長」に改め「内政部

00441

01100

長」を「内務部長」に改める。

第十二條中「内政部長」を「内務部長」に改める。

第十五條中「生徒諸費」の次に「補助費、修繕費」を加える。

第十八條中「内政部長」を「内務部長」に改める。

第十九條中「内政部會計課長」を「内務部會計課長」に改める。

第二十條「内政部庶務課長」を「内務部庶務課長」に「内政部會計課長」を「内務部會計課長」に改める。

第二十四條に次の一號を加える。

三、金額及數量ハ適正ナリヤ

第三十四條第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ請求金額ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ズ

第五十八條第三項中「歳出決算書」を「歳入歳出計算書」に改める。

第五十九條「内政部長」を「内務部長」に改める。

第六十一條第一項第一號中「三百圓」を「三千圓」に改める。

第六十二條第三項中「國債證券、地方債證券、勸業銀行債券、農工債券、拓植債券、興業債券、復興貯蓄債券ヲ以テ代用スルコトヲ得」とあるを「知事が適當ト認メタル有價證券ヲ以テ代用スルコトヲ得」に改め、第四項中「國債證券ハ其ノ額面金額其ノ他ハ該地方ニ於ケル」とあるを「有價證券ハ」に改める。

第六十五條中「十分ノ九」を「十分ノ八」に改める。

第九十四條第四號中「五百圓」を「五千圓」に第六號中「五十圓」を「五百圓」に第七號中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第二百二十八條中「五十圓」を「五百圓」に改める。

第四百十條中「物品」を「備品」に改め「交付シタルトキハ領收證書ヲ」削る。

第四百十三條中「記載スベシ」を「記載ノ上其ノ顛末ヲ收支命令者ニ報告スベシ」に改める。

訓令

鳥取縣訓令第五號

00442

01100

市町村農地委員會

農地調査規則施行細則を次のように定める。

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

農地調査規則施行細則

第二條 農地調査規則（以下單に規則といふ）第一條各號に掲げる事項の調査は昭和二十二年一月二十五日現在で昭和二十二年四月二十五日までにしなければならない。

市町村農地委員會は前項の調査の結果を様式第一號の農地臺帳に記録しこれを様式第二號の世帯票に名寄せしなければならない。

第二條 前條の規定によつて作成した農地臺帳及び世帯票は知事の指定する期日までこれを保管しなければならない。

第三條 規則第一條の規定により市町村農地委員會はその区域内の農地の耕作者が他の市町村農地委員會の區域に住所を有する者である場合は其の農地に關する農地臺帳の寫を昭和二十二年四月末日までに當該市町村農地委員會

會に送付しなければならない。

第四條 規則第四條の規定により市町村農地委員會は第一條の規定による調査の結果を様式第三號及び第四號により昭和二十二年五月十日までに知事に報告しなければならない。

第五條 此の細則中市町村農地委員會に關する規定は地區農地委員會の設けられている市町村の地區にあつては地區農地委員會はこれを適用する。

附則

この細則は公布の日からこれを施行する。

00443

(第三號様式其の一)
一、土地臺帳

鳥取縣 農地臺帳

鳥取縣 農地臺帳 總括表

印

地積 筆地 内外	地目 數積 歩歩	田 畑	宅 地	山林	計	田 畑	宅 地	山林	計	小計
在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	不在地 主の 田畑	不在地 主の 宅地	不在地 主の 山林	不在地 主の 計	不在地 主の 小計
平均 價格	平均 價格	平均 價格	平均 價格	平均 價格	平均 價格	平均 價格	平均 價格	平均 價格	平均 價格	平均 價格

二、實地調査(土地總括)

地積 筆地 内外	地目 數積 歩歩	田 畑	宅 地	山林	計	田 畑	宅 地	山林	計	小計
在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	不在地 主の 田畑	不在地 主の 宅地	不在地 主の 山林	不在地 主の 計	不在地 主の 小計

三、土地臺帳ノ實地調査トノ土地表示ノ異ニスル部分ノ總括

地積 筆地 内外	地目 數積 歩歩	田 畑	宅 地	山林	計	田 畑	宅 地	山林	計	小計
在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	不在地 主の 田畑	不在地 主の 宅地	不在地 主の 山林	不在地 主の 計	不在地 主の 小計

(第三號様式其の二)

三、土地臺帳ノ實地調査トノ土地表示ノ異ニスル部分ノ總括

地積 筆地	地目 數積	田 畑	宅 地	山林	計	田 畑	宅 地	山林	計	小計
在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	不在地 主の 田畑	不在地 主の 宅地	不在地 主の 山林	不在地 主の 計	不在地 主の 小計

四、土地臺帳ノ實地調査ノ結果所有者ノ異ナル農地

地積 筆地	地目 數積	田 畑	宅 地	山林	計	田 畑	宅 地	山林	計	小計
在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	不在地 主の 田畑	不在地 主の 宅地	不在地 主の 山林	不在地 主の 計	不在地 主の 小計

五、申告ノ實地調査ノ結果ノ耕作者ノ異ナル農地

地積 筆地	地目 數積	田 畑	宅 地	山林	計	田 畑	宅 地	山林	計	小計
在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	在村 内外	不在地 主の 田畑	不在地 主の 宅地	不在地 主の 山林	不在地 主の 計	不在地 主の 小計

00440

00444

00440

00440

00446

(第三號様式其の四)

十、登記簿

一、登記簿ノ表示ガ土地臺帳ノ表示ト異なる場合

區分	地目	登記簿(朱)	土地臺帳
件數	登記簿(朱)		
地積	土地臺帳		

二、農地ノ上ニアル既登記ノ擔保權

區分	地目	先取得權	質權	抵當權	擔保セラレル債權額
地積	同上				
件數	同上				

三、農地上ニアル所有權、擔保權以外ノ既登記權利

區分	地目	賃借權	永小作權	地上權	耕作ノ障害トナル地積	耕作ノ障害トナル地積	役權
件數	同上						
地積	同上						
計	同上						

四、三ノ上ニアル既登記ノ擔保權

區分	地目	先取得權	質權	抵當權	擔保セラレル債權額
地積	同上				
件數	同上				

- 備考 (1) 本表へ調査期日現在ニ依ルコト
 (2) 地積ハ畝マデ表示ノコト(歩以下ハ切捨)
 (3) 數字ハ算用數字使用ノコト

00440

00445

(第三號様式其の三)

六、買収ノ對象ナル毛上工作物

區分	地目	種目	數	積	價
件數					
地積					

七、買収除外ノ農地

區分	地目	號	積
法第五條數畝	第一號		
	第二號		
	第三號		
	第四號		
	第五號		
	第六號		
	第七號		

區分	地目	號	積
令第三條數畝	第一號		
	第二號		
	第三號		

八、認定買収ノ農地

區分	地目	號	積
法第五條數畝	第一號		
	第二號		
	第三號		
	第四號		
	第五號		
	第六號		
	第七號		

區分	地目	種目	積	知
小作料	同上			
段	同上			
面積(平均)	同上			

- 備考 (1) 調査期日現在ニ依ルコト
 (2) 地積ハ畝マデ表示ノコト(歩以下ハ切捨)
 (3) 數字ハ算用數字使用ノコト
 (4) 大正八昭和20年11月28日現在ニ依ルコト

(第四號様式)

世帯票總括表

鳥取縣 市郡 町村區

農地委員會 印

調査期日現在 (昭和22年1月25日)

部 (調査區) 名	世帯 數	人 員	昭和20年 11月24日 以後の來 住者數	特別の事由 一時同居した 又は家族	でな した 戸	部 (調査區) 名	世帯 數	人 員	昭和20年 11月24日 以後の來 住者數	特別の事由 一時同居した 又は家族	でな した 戸	調査期日現在			昭和20年11月23日現在				
												町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
合計																			

區	分	調査期日現在			昭和20年11月23日現在			
		町	反	畝	歩	町	反	畝
村内	貸付地(イ)							
	自作地(ロ)							
	借入地(ハ)							
村外	自作地(ニ)							
	借入地(ホ)							
A 自作地合計(ロ)+(ニ)								
B 所有地合計(ロ)+(ニ)+(イ)								
C 小作地合計(ハ)+(ホ)								

◇鳥取縣訓令甲第三號

昭和十五年十月鳥取縣訓令甲第三十四號(部落會町內會等整備要領)は昭和二十二年一月二十五日限りこれを廢止する。

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

縣 出 納 吏

◇鳥取縣訓令甲第四號

告 示

◇鳥取縣告示第五十六號

昭和十五年十月鳥取縣告示第八百三十九號(市町村常會規約準則及部落會町內會規約準則)は昭和二十二年一月二十五日限りこれを廢止する。

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

◇鳥取縣告示第五十七號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左の醫師を指定せり。

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

診療科名	診療所 の名稱	診療所に 在る地	氏 名	指定年月日
外科	米子市	米子市内町	清 一	昭和 年 月 日
皮膚科	米子市	米子市内町	清 一	昭和 年 月 日
泌尿器科	米子市	米子市内町	清 一	昭和 年 月 日

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣會計規則ニ規定スル書類及帳簿様式中
第三十三號「物品貸與簿」を「備置貸與簿」に第三十三號
様式中「物品」を「備品」に改める。
第三十四號「消耗品交付簿(縣出納束)」を削り第三十四
號様式を削除する。

◇鳥取縣告示第五十八號

鳥取縣會計規則第二條の規定による廢を次の通り指定する

昭和二十二年二月十四日

00449

24400

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

岩美地方事務所 溝口同
鳥取第一中學校 鳥取第二同
鳥取警察署 鳥取高等女學校
岩井同 倉吉同
河原同 根雨同
若櫻同 八頭同
智頭同 由良同
寶木同 倉吉農學校
倉吉同 日野農林學校
八橋同 智頭同
米子同 河北農業學校
境同 米子農商學校
黒坂同 米子工業學校

鳥取同 開拓増産修練農場
鳥取商業學校 食糧検査所
倉吉工業學校 蠶業取締所
英 徳 同 工業指導所
盲聾啞同 木工補導所
鳥取圖書館 倉吉建築工補導所
水産學校 鳥取同
鳥取土木出張所 機械器具修理工補導所
郡家同 八頭木工補導所
倉吉同 米子和洋裁補導所
米子同 鳥取診療所
根雨同 米子同
境港務所 山守同
勝部川日野川改良事務所 大山同
法勝寺同 池田同
農事試驗場 鳥取保健所
水産同 智頭同
蠶業同 倉吉同
繭檢定所 米子同
種畜場 根雨同

00450

12100

鳥取縣告示第五十九號

鳥取縣木材配給統制規則施行細則第二條の規定による団体
の代表のうちに指定する。

昭和二十二年五月鳥取縣告示第二三三號及昭和二十
一年十二月鳥取縣告示第四百七十八號はこれを廢止する。

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

取 扱 用 材 指 定 団 体

坑道用材 鳥取縣坑木林産組合
枕木 枕木産組合
単板 合板 合機工業林産組合
枕木、パ 國有林の立木處分箇
ルブ用材 所より生産せるもの同
板、合板 森林組合及び其の聯
合會の生産又は所有同
床板以外 其の他のもの 同
木材林産組合聯合會

鳥取縣告示第六十號

左記保安林は解除する處である。

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

字 地 番	保安林 種 類	解除面積	所 有 者
岩美郡浦富町大字浦富	保安林	七二一八	澤田十太郎、澤田美太郎、澤田美太郎
同	同	五四〇六	澤田三郎、澤田虎藏
同	同	〇六〇〇	同
同	同	四四〇四	同
同	同	一九二三	同
同	同	〇六二二	竹中圓藏
同	同	七七七〇	澤田十太郎、澤田美太郎
同	同	五八二四	澤田三郎、澤田虎藏
同	同	六七二九	浦生村

◇選挙告示第十號

昭和二十二年二月二十五日執行鳥取縣農地委員選舉に第二選舉區より左の選り委員候補者の届出があつた。*

昭和二十二年二月十四日

鳥取縣知事 吉田 忠一

農地調整法第十
五條ノ十四第三
項各號の區分

住

所

氏名

生年月日

委員候補者	第二號	鳥取縣西伯郡縣村大字石河府四四二番地	野坂 一	明治三十六年四月十九日
同	第二號	同 東伯郡上小鴨村大字鴨河内二六二五番地	衣笠 直市	同二十四年一月六日

昭和二十二年二月十四日

取 公 報

昭和二十二年四月十五日

鳥取縣農地委員選舉事務所